

財団法人熊本県農業公社寄附行為

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、財団法人熊本県農業公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、主たる事務所を熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、農地保有の合理化・畜産基盤の整備による農業経営基盤の強化等、農業構造及び農業就業構造の改善、農業後継者の育成確保並びに農業公園の管理運営等を活用した農業振興を行うことにより、熊本県農業の発展と農家経営の安定向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農地及び採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の売買、交換及び貸借の事業
- (2) 農業用施設用地又は混牧林利用地の売買、交換及び貸借の事業
- (3) 農業用施設の売買の事業
- (4) 農地、採草放牧地及び農業用施設用地又はこれらに附帯する施設の造成事業
- (5) 土地条件整備、農地流動化促進及び農作業受委託促進のための資金貸付事業
- (6) 農業経営基盤の強化に資するための助成事業
- (7) 農用地等の売渡信託の引受け及び委託者へ資金を貸し付ける事業
- (8) 農用地等を農業生産法人に現物出資し、その取得する持分を当該農業生産法人の組合員又は社員に計画的に分割して譲渡する事業
- (9) 農業経営基盤の強化に資するための研修等を実施する事業
- (10) 新規就農者の就農を支援する事業
- (11) 農業後継者の育成に関する事業
- (12) 就農支援資金貸付事業
- (13) 農業基盤の整備に関する事業
- (14) 公園施設等の管理運営等に関する企画立案、普及啓発及び研修事業
- (15) 公園施設等の管理運営等に関する事業の受託
- (16) その他、前条の目的を達成するため必要と認める事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立当初の別紙財産目録記載の財産

- (2) 農地保有合理化事業強化基金（以下「強化基金」という。）
 - (3) 農業後継者育成基金（以下「後継者基金」という。）
 - (4) 寄附財産
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) 資産から生ずる収入
 - (7) 公社の所有する土地等
 - (8) 補助金等収入
 - (9) その他の収入
- （資産の種類）

第6条 公社の資産は、基本財産、強化基金、後継者基金、運用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産として、指定して寄附を受けた財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 強化基金は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制整備強化を図るため、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 強化基金の造成にあてることを指定して交付された補助金
- (2) 強化基金の造成にあてることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で強化基金に繰入れることを議決した財産

4 後継者基金は、第4条第11号に掲げる事業を行うために設置する基金で次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 後継者基金の造成にあてることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で後継者基金に繰入れることを議決した財産

5 運用財産は、基本財産、強化基金、後継者基金以外の財産とする。

（基本財産、強化基金、後継者基金の処分制限）

第7条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ熊本県知事（以下「知事」という。）の承認を得てこれを処分し、または担保に供することができる。

2 強化基金は、第12条の規定により返還する場合を除き、これを処分し、または担保に供してはならない。

3 後継者基金は、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の承認を得てこれを処分し、または担保に供することができる。

（経費の支弁）

第8条 公社の経費は、運用財産で支弁する。

(資産の管理)

第9条 会社の資産は、理事長が管理するものとし、管理の方法については、理事会の議決を経て定める。

2 現金は銀行、郵便局又は確実な金融機関への預け入れをし、保管するものとする。ただし、必要によっては、国債、県債その他確実な債権に換えて保管することができる。

(強化基金の運用益の用途制限)

第10条 強化基金の運用益は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費以外の経費にはあてないものとする。

2 毎事業年度において前項の運用益に剰余が生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰越すか又は強化基金に繰入れるものとする。

(後継者基金の運用益の用途制限)

第11条 後継者基金の運用益は、第4条第11号に掲げる事業及びその業務運営のために必要な経費以外の経費にあててはならない。

(強化基金の返還)

第12条 会社は、強化基金のうち第6条第3項第1号により交付された補助金、又は同条同項第2号により寄附された財産については、知事からその全部又は一部について、次の各号に掲げる理由により返還の請求があったときは、これを返還しなければならない。

(1) 会社の解散

(2) 会社が農地保有合理化事業を行う法人でなくなった場合

(3) 知事が農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化の状況等を勘案して強化基金を造成する必要がないと認めて通知した場合

(強化基金、後継者基金に係る経理の区分)

第13条 強化基金、後継者基金に係る経理については、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

(予算及び決算)

第14条 会社の毎年度の事業計画及び収支予算は会計年度開始前に理事会の議決並びに評議員会の同意を得て定め、収支決算は会計年度終了と同時に完結しなければならない。

(財務諸表)

第15条 会社の毎年度の正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書は、事業報告書とともに会計年度終了後3カ月以内に監事の監査を経て、理事会の承認を受け、評議員会の同意を得なければならない。

(知事の承認)

第16条 会社は、毎年度当該年度の事業計画、資金計画及び収支予算並びに過年度の事業報告及び収支決算について、知事の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第17条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び員数)

第18条 会社に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
うち理事長1人を置くこととし、次の役員については置くことができるものとする。
副理事長3人以内、専務理事1人

- (2) 監事 4人以内
(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長、副理事長を選任する。
3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

第20条 役員任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了の場合)

第21条 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員職務)

第22条 理事長は、公社を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、副理事長を置く場合は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 専務理事は、専務理事を置く場合は、理事長、副理事長を補佐するとともに、理事長及び副理事長に事故あるときは、理事長の職務を代理する。
4 理事は、理事会を構成し、業務執行を決定する。
5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員解任)

第23条 役員に、公社の名誉をき損し、又は目的に反するような行為があったときは、評議員会において評議員の4分の3以上の議決により解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局及び職員)

第24条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(理事会)

第25条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

- 2 理事の2分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会の開催の請求があったときは、理事長は理事会をすみやかに招集しなければならない。
3 監事は、理事会に出席して意見をのべることができる。

(理事会の定足数)

第26条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することはできない。

(理事会の議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人の表決)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合前2条の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず理事会の開催日前に通知のあった議事の表決については、理事以外の者に代理させることができる。

(書面による表決)

第29条 理事長は、簡易な事項、又は緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会の議決にかえることができる。

(理事会に付議すべき事項)

第30条 理事会には、この寄附行為に規定してあるもののほか、次の事項を付議する。

(1) 重要な資産の処分

(2) その他理事長が必要と認めた事項

(議事録)

第31条 理事会の議事録には、次の事項を記載して議長及び議長の指名する出席理事2人が署名押印のうえ、保存しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 現在の理事数及び出席理事数並びに氏名

(3) 議事の経過

(4) 議決した事項及び賛否数

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 公社に、評議員を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、その数は、10人以上20人以下とする。

3 評議員は、理事及び監事を兼ねることはできない。

4 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 評議員は、再任されることができる。

6 評議員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

7 評議員に、公社の名誉をき損し、又は目的に反するような行為があったときは、理事会において、理事の4分の3以上の議決により、当該評議員を解任することができる。

この場合、解任の議決を行う理事会において、その評議員に対し、議決の前に弁明の機

会を与えなければならない。

(評議員会の構成及び権能)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、公社の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員の2分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して評議員会の開催の請求があったときは、理事長は評議員会をすみやかに招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第35条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第36条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第37条 評議員会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人の表決)

第38条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合前2条の適用については、当該評議員は出席したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず評議員会の開催日前に通知のあった議事の表決の表示については、評議員以外の者に代理させることができる。

(書面による表決)

第39条 理事長は、簡易な事項、又は緊急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、評議員会の議決にかえることができる。

(評議員会の議事録)

第40条 評議員会の議事録には、次の事項を記載して議長及び議長の指名する出席評議員2人が署名押印のうえ、保存しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 評議員の現在数及び出席評議員数並びに氏名

(3) 議事の経過

(4) 議決した事項及び賛否数

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て、変更することができる。

(解散)

第42条 この公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事

会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第43条 この会社が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の承認を受けた後、熊本県、市町村及び寄附団体にその出えん割合に応じて当該団体に帰属する。

2 農地保有合理化事業促進のため、法律に基づき新たに法人の設立を必要とする場合、この会社の残余財産は、新たに設立された法人に寄附するものとする。

第8章 雑則

(補則)

第44条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附則

(寄附行為の施行期日)

1 この寄附行為は、設立許可の日から施行する。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

2 設立当初の事業計画及び収支予算は、第14条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

(設立当初の会計年度)

3 設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和47年3月31日までとする。

4 設立当初の役員は、第19条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。

(施行期日) 昭和46年6月16日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 昭和47年4月15日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 昭和48年8月30日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 昭和50年7月4日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 昭和54年8月29日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 昭和58年3月31日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 昭和59年10月1日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 昭和60年4月16日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 昭和62年7月15日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 昭和63年8月8日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 平成元年7月21日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 平成6年1月7日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 平成11年3月31日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 平成12年7月5日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 平成14年3月25日

附則

この寄附行為の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 平成17年7月21日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 平成18年4月17日

附則

この寄附行為の変更は、熊本県知事の認可のあった日から施行する。

(施行期日) 平成22年10月1日

附則

この寄附行為の変更は、登記のあった日から施行する。

(施行期日) 平成22年12月24日